

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年 5 月17日
【会社名】	ワタベウェディング株式会社
【英訳名】	WATABE WEDDING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 花房 伸晃
【本店の所在の場所】	京都市上京区烏丸通出水上る桜鶴円町361番地
【電話番号】	0 7 5 (7 7 8) 4 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ管理本部長 鈴木 眞治
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区御池通烏丸東入笹屋町435番地
【電話番号】	0 7 5 (7 7 8) 4 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ管理本部長 鈴木 眞治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年3月19日に提出した有価証券届出書並びに2021年3月26日、2021年4月6日及び2021年4月27日に提出した有価証券届出書の訂正届出書について、2021年5月17日付で第58期第1四半期報告書を提出したことに伴い、当該四半期報告書を組込情報に追加し、これに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて

2. 臨時報告書の提出

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示しております。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第57期、提出日2021年3月26日）（以下「有価証券報告書」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年4月27日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については、 裏で示しております。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年4月27日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（事業等のリスク）

（省略）

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第57期、提出日2021年3月26日）及び四半期報告書（第58期第1四半期、提出日2021年5月17日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年5月17日）までの間において変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年5月17日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の第57期有価証券報告書の提出日（2021年3月26日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年4月27日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（省略）

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の第57期有価証券報告書の提出日（2021年3月26日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年5月17日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（省略）

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度（第57期）	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	2021年3月26日 近畿財務局長に提出
---------	------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度（第57期）	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	2021年3月26日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第58期第1四半期）	自 2021年1月1日 至 2021年3月31日	2021年5月17日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年5月17日

ワタベウェディング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩淵 貴史

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

上田 博規

印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているワタベウェディング株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ワタベウェディング株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において著しい売上高の減少が生じており、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、前連結会計年度に債務超過となったこと、及び当第1四半期連結累計期間においても重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上し、その結果当第1四半期連結累計期間末も債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。